

## 置戸町簡易水道事業

### 令和6年度水質検査計画

水道法施行規則第15条第6項の規定により、安全で安心できる水道水を供給するため、令和5年度の水質検査をおこなうための水質検査計画を策定し公表いたします。

#### 1 水質検査の概要

水道水質基準は、水道法が施行されて以来、常に新しい知見を基に必要に応じて改正されており、現在の水質基準項目は平成26年2月の一部改正により4月から施行され、51項目を定期的に水質検査することとなっています。

また、水道水において衛生面に影響を及ぼす可能性が高いとされ、塩素耐性を有する病原性微生物「クリプトスポリジウム」についても、定期的な検査を実施することとされております。

#### 2 置戸町簡易水道事業の概要

##### (1) 置戸地区簡易水道事業

置戸地区簡易水道は、1958年（昭和33年）置戸町字拓殖377番地先（緑川右岸）常呂川水系常呂川支流緑川を水源として1日最大給水量750<sup>m</sup>の使用許可を受け給水を開始しています。

この間、昭和52年、53年において第2次拡張工事を行い、給水量の拡大（1日最大給水量2,655<sup>m</sup>）を図るとともに汚濁解消のため、昭和59年置戸町字拓殖293番1網走東部管理区14林班（三の沢川右岸）常呂川水系緑川支流三の沢川に一部取水口を変更し、良質な水の安定的供給への礎が確立されました。

勝山地区簡易水道は、1979年（昭和54年）置戸町字春日333番地先（林班界の沢川左岸）常呂川水系仁居常呂川支流林班界の沢川を

水源として1日最大給水量150m<sup>3</sup>の使用許可を受け給水を開始しています。簡易水道再編推進事業により置戸地区からの給水が開始されました。

令和4年度の給水人口は置戸地区2,156人、勝山地区169人、1日平均給水量は1,770m<sup>3</sup>です。

## (2) 秋田地区簡易水道事業

秋田地区簡易水道は、置戸町字秋田930番5地先（訓子府支流川左岸）常呂川水系訓子府川支流訓子府支流川を水源として、1日最大給水量345m<sup>3</sup>の使用許可を受け、幸岡・富岡地域は平成14年に、また、秋田地域につきましては平成16年に給水が開始されました。

平成30年度より簡易水道再編推進事業により置戸地区からの給水も併せて開始されました。

令和4年度の給水人口は180人、1日平均給水量は172m<sup>3</sup>です。

## 3 水質検査計画

### (1) 水質検査の基本方針

置戸及び勝山地区簡易水道の水源である常呂川水系緑川支流三の沢川、秋田地区簡易水道の水源である常呂川水系訓子府川支流訓子府支流川の特徴及び水質管理において留意すべき事項を基本方針とし、水質検査を実施いたします。

検査地点 原水は浄水場の入口（着水井）、浄水は水質基準が適用される末端給水栓（蛇口）を検査地点とします。

検査項目 原水検査は、過去の検査結果を踏まえ39項目の検査を年1回行います。またクリプトスポリジウム及びその指標となる指標菌の検査を行います。浄水検査は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目51項目を過去の検査結果を踏まえて行います。

### (2) 検査項目及び検査頻度

原水検査 最も水質が悪化する時期を考慮し、8月に39項目の水質

検査を行います。病原性微生物「クリプトスポリジウム」の検査は3か月に1回、それ以外の月にはクリプトスポリジウムの指標となる大腸菌・嫌気性芽胞菌（指標菌）検査を行います。

浄水検査 毎日検査は、1日に1回各配水池の系統別末端給水栓においてPH・色・濁り・残留塩素の検査を行います。

毎月検査は、1か月に1回各配水池の系統別末端給水栓において水質変化の指標となる9項目に必要項目を加え検査を行います。

定期検査は、3か月に1回、各配水池の系統別末端給水栓において省略不可能な20項目に必要項目を加えて検査を行います。

全項目検査は、1年間に1回、全ての水質基準全項目の水質検査を行います。

### （3） 検査採水地点

原水検査 各浄水場の入口（着水井）において、検査（採水）を行います。

浄水検査 各配水池の下記施設において検査（採水）を行います。

<置戸地区>

境野公民館の給水栓

<勝山地区>

勝山浄化センターの給水栓

<秋田地区>

（秋田） 秋田地区住民センター

さらに、水道法に基づく1日1回の検査は、配水系統ごとに検査地点を特定し検査を行います。

### （4） 臨時の水質検査

水源等で、次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがあるときは、直ちに取水を停止して、必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から

水を採水し、臨時の検査を行います。

- ・原因不明の色及び濁りが生じる等、水質に著しい変化が見られたとき。
- ・臭気に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- ・その他必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓の水の安全性が確認されるまで行います。

#### (5) 水質検査の委託とその内容

毎日検査・採水業務は委託業者に、水質検査・成績書の発行業務は、水道法第20条第3項による地方公共団体又は厚生労働大臣の指定する者に委託して行います。

#### (6) 水質管理において留意すべき事項

- ① 浄水の水質検査結果を基に、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。
- ② 水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して、毎年度見直しを行います。
- ③ 検査計画外の項目については、必要があれば臨時の水質検査として取り入れて行きます。

## 4 お客様の声と水質検査

安全でおいしい水を安定的に提供するために、町は水質検査計画と検査結果を町ホームページ等で公表し、利用者皆様からのご意見をいただいて水質検査計画の見直しを行い、より安心できる簡易水道をめざしますので、皆様からのご意見をいただければ幸いです。